掛川市母子家庭等医療費助成要綱

平成17年４月１日
掛川市告示第23号

改正　平成18年12月１日掛川市告示第116号　平成20年３月31日掛川市告示第39号
平成21年12月25日掛川市告示第106号　平成24年６月15日掛川市告示第66号
平成26年９月16日掛川市告示第106号　平成29年３月22日掛川市告示第26号

（目的）

第１条　この要綱は、母子家庭等に対し医療費を助成することにより、母子家庭等の経済的負担の軽減を図るとともに、福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　社会保険各法　次に掲げる法律をいう。

ア　健康保険法（大正11年法律第70号）

イ　船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ　私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

エ　国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

オ　国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

カ　地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

（２）　保険医療機関等　社会保険各法の規定に基づき療養の給付を取り扱う病院若しくは診療所又は薬局その他のものをいう。

（受給資格）

第３条　医療費の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、市内に住所を有する者（第３号及び第４号に掲げる者にあっては、進学その他の理由により市内に住所を有しない者を含む。）のうち、社会保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第６条第１項に規定する配偶者のない女子又は同条第２項に規定する配偶者のない男子で、現に20歳に達する日の前日までの間にある児童を扶養しているもの

（２）　前号に掲げる者に現に扶養されている20歳に達する日の前日までの間にある児童

（３）　母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第３条第１項に規定する児童のうち、20歳に達する日の前日までの間にある児童

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。

（１）　生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条の規定による医療扶助を受けている者

（２）　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条第１項の規定により助産施設において助産が行なわれている者

（３）　児童福祉法第27条第１項第３号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている児童

（４）　児童福祉法第27条第１項第３号の規定により児童福祉施設（知的障害児通園施設を除く。）に入所措置されている児童又は同条第２項の規定により指定医療機関に入所措置され、治療等を委託されている児童

（５）　少年法（昭和23年法律第168号）第24条第１項第３号の規定により、少年院に送致されている児童

（助成の制限）

第４条　受給資格者又は受給資格者（前条第１項第１号又は同項第２号に規定する受給資格者に限る。）の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第１項に規定する扶養義務者をいう。）で受給資格者と生計を同じくするもの（受給資格者が第３条第１項第４号に掲げる者である場合は、この者と生計を同じくする者を含む。以下この条において「受給資格者の扶養義務者」という。）の前年分（１月から６月までの間に受けた医療については、前々年分）の所得税の額（受給資格者又は受給資格者の扶養義務者が扶養親族を有する場合にあっては、扶養控除の額について、所得税

法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）による改正前の所得税法（昭和40年法律第33号）第２条第１項及び第84条の規定を適用するとしたならば算定されることとなる額）が零とならないときは、その年の７月から翌年の６月までは、医療費を助成しない。

（助成の額）

第５条　助成の額は、受給資格者が社会保険各法の規定による療養の給付を受け、又は受けるべき療養につき、社会保険各法の規定に基づく療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、社会保険各法に定める給付額及び他の法令の規定により、国又は地方公共団体が負担する療養に要する費用の額を控除して得た額（以下「一部負担金」という。）とする。ただし、受給資格者が当該療養につき現に支払った金額を超えない額とする。

２　一部負担金について、社会保険各法の規約若しくは定款に定める一部負担還元金若しくは付加給付又は他の規則その他の規程に基づく医療費の助成があるときは、その額を助成額から控除する。

（助成期間）

第６条　医療費の助成期間は、次条の規定による申請を受けた日の翌日から第３条に規定する要件を欠くに至った日（児童が20歳に達したときは、その日の前日が属する月の末日）までとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日からとする。

（１）　受給資格者が他の市町村から市の区域内に転入した場合　転入届をした日

（２）　やむを得ない理由により申請書の提出ができなかった場合において、やむを得ない理由が消滅した日後14日以内に申請書の提出があったとき　当該やむを得ない理由が生じた日

（受給者証の交付申請）

第７条　医療費の助成を受けようとする者は、母子家庭等医療費助成金受給者証交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（１）　社会保険各法の被保険者証又は組合員証（以下「被保険者証」という。）

（２）　一部負担還元金又は付加給付の内容を証する書類（第５条第２項の一部負担還元金又は付加給付を受けている場合に限る。）

（受給者証の交付）

第８条　前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、受給資格者に該当すると認めるときは、母子家庭等医療費助成金受給者証（様式第２号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

（受給者証による受診）

第９条　受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、受給資格者が保険医療機関等において診療を受けようとするときは、被保険者証とともに受給者証を提出し、診療を受けた後、当該診療に要した費用の一部負担金（以下「一部負担金」という。）を支払うものとする。

２　受給者は、受給資格者が保険医療機関等において診療等を受けたときは、その月中の診療等について支払った一部負担金について、当該保険医療機関等から当該支払に係る領収証明書の交付を受けるものとする。

（支給の申請）

第10条　受給者は、医療費の助成金（以下「助成金」という。）の支給を受けようとするときは、市長に助成金の申請を行わなければならない。

２　前項の場合において、受給者が前条の規定により医療機関等に被保険者証とともに受給者証を提示し、診療等を受けたときは、当該医療機関等から提供される情報に基づき静岡県国民健康保険団体連合会から市長に当該診療等に係る一部負担金その他助成金の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、受給者から市長に助成金の申請があったものとみなす。

３　前項の規定によらず受給者が助成金の申請を行うときは、母子家庭等医療費助成金支給申請書（様式第３号）に前条第２項の領収証明書又は領収を証明する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（助成金の支給）

第11条　市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の額を決定し、受給者に支給するものとする。

（受給者証の更新申請）

第12条　受給者証の更新を受けようとする者は、有効期間内の６月１日から同月30日までの間に、母

子家庭等医療費助成金受給者証更新申請書（様式第１号）に第７条各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（変更届出書の提出等）

第13条　受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、母子家庭等医療費助成金受給者証交付申請事項変更届出書（様式第４号）に受給者証及び変更事項を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（１）　受給資格者又は受給者の氏名又は住所に変更があったとき。

（２）　受給資格者に異動があったとき。

（３）　加入している医療保険を変更したとき。

（４）　一部負担還元金又は付加給付の内容に変更があったとき。

（５）　振込先金融機関を変更したとき。

２　受給者は、医療費の支給理由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（受給資格喪失届出書の提出等）

第14条　受給者は、受給資格者が第３条に規定する要件を喪失するに至ったときは、母子家庭等医療費助成金受給資格喪失届出書（様式第５号）に受給者証を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

２　受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による届出義務者がその旨を市長に届け出なければならない。この場合において、死亡した者に支給すべき医療費の助成金があるときは、当該届出義務者に支給することができるものとする。

（受給者証の再交付）

第15条　受給者証の再交付を受けようとする者は、母子家庭等医療費助成金受給者証再交付申請書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。この場合において、再交付の理由が損傷によるときは、当該損傷した受給者証を添付しなければならない。

（助成金の返還）

第16条　市長は、受給者が偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けたときは、既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

（損害賠償との調整）

第17条　市長は、受給資格者がその療養に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

（権利の消滅）

第18条　診療等を受けた月分に係る助成金の支給を受ける権利は、当該診療等を受けた日の属する月の翌月の初日（保険医療機関等からの一部負担金の請求が遅延した場合は、当該請求のあった日の翌日）から起算して１年間、第10条の規定による申請がなかったときは、消滅するものとする。

（雑則）

第19条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この告示は、平成17年４月１日から適用する。

２　この告示の施行の日の前日までに、合併前の掛川市母子家庭等医療費助成要綱（平成16年掛川市告示第91号）、大東町母子家庭等医療費助成要綱（平成16年大東町告示第104号）又は大須賀町母子家庭等医療費助成要綱（平成16年大須賀町要綱第６号）の規定によりなされた手続その他の行為（合併前の大東町又は大須賀町における受給者証の交付を除く。）は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成18年12月１日掛川市告示第116号）

１　この告示は、平成19年１月１日から施行する。

２　この告示の施行の際現に改正前の要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附　則（平成20年３月31日掛川市告示第39号）

この告示は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成21年12月25日掛川市告示第106号）

この告示は、公示の日から施行する。

附　則（平成24年６月15日掛川市告示第66号）

この告示は、平成24年７月１日から施行する。

附　則（平成26年９月16日掛川市告示第106号）

この告示は、平成26年10月１日から施行する。

附　則（平成29年３月22日掛川市告示第26号）

１　この告示は、平成29年４月１日から施行する。

２　この告示の施行の際現に改正前の掛川市母子家庭等医療費助成要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

様式第１号

（第７条、第12条関係）

様式第２号

（第８条関係）

様式第３号

（第10条関係）

様式第４号

（第13条関係）

様式第５号

（第14条関係）

様式第６号

（第15条関係）